

一般社団法人新潟県農業会議 農業委員会ネットワーク業務に関する規程

I 総 則

1 目 的

この規程は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下、「法」という。）第 44 条第 1 項の規定に基づき、法第 42 条第 1 項の農業委員会ネットワーク機構（以下、「機構」という。）として指定を受けた一般社団法人新潟県農業会議（以下、「農業会議」という。）が行う法第 43 条第 1 項に規定する農業委員会ネットワーク業務の実施方法等を定め、もって業務の適正かつ確実な運営に資することを目的とする。

2 基本方針

農業会議は、法及びこれに基づく命令等によるもののほか、この規程に従い、公平かつ的確に農業委員会ネットワーク業務を実施する。

II 農業委員会ネットワーク業務の実施方法に関する事項

1 業務実施体制

農業会議は、農業委員会ネットワーク業務に係る組織を構成し、農業委員会ネットワーク業務に従事する役員、常設審議委員及び職員を適切に配置する。

2 業務の内容・実施方法等

(1) 農業委員会相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援業務

ア 本業務は、農業会議事務局（以下、「事務局」という。）が行う。

イ 事務局は、農業委員会からの問い合わせ対応及び農業者からの相談に応じるため、窓口を設置する。

ウ 上記イに定めるもののほか、本業務として、毎年度計画的に農業委員会の委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員に対する講習及び研修会を開催する。

(2) 農地に関する情報の収集、整理及び提供業務

ア 本業務は、事務局が行う。

イ 本業務として、農地情報公開システムが最新の情報となるよう、定期的に各農業委員会の農地情報の入力状況の確認・進捗管理を行うとともに、同システムを活用して、農地に関する情報を整理し、整理した情報を関係行政機関、関係地方公共団体及び農地中間管理機構に提供する。

(3) 農業を営み、又は営もうとする者に対する支援業務

ア 本業務は、事務局が行う。

イ 事務局は、新規参入希望者又は新規参入者からの相談に応じるため、窓口を設置する。

ウ 新規参入者又は新規就農予定者に関係農業委員会の紹介を行うに当たっては、当該者が円滑に農業参入できるよう、あらかじめ関係農業委員会と連絡調整を行う。

(4) 法人化の支援その他農業経営の合理化支援業務

ア 本業務は、事務局が行う。

イ 事務局は、担い手からの相談に応じ、現場指導を行うための窓口を設置する。

ウ 上記イに定めるもののほか、本業務として次の業務を行う。

(ア) 農業経営の法人化や家族経営協定の普及に向け、関係機関・団体と連携した相談業務

(イ) 農業者年金制度の理解促進及び普及推進のための研修会等の開催

(5) 認定農業者等農業の担い手の組織化及び組織の運営支援業務

ア 本業務は、事務局が行う。

イ 本業務として、認定農業者や農業経営者の組織化を支援するとともに、認定農業者組織や農業経営者組織について、事務局を担当する等の運営支援を行う。

(6) 農業一般に関する調査及び情報の提供業務

ア 本業務は、事務局が行う。

イ 本業務として、毎年、農地価格や農作業料金などの基礎的な調査を行い、必要に応じて農業者及び農業委員会、農地中間管理機構等の関係機関に対し提供するとともに、農業一般に関する農業者等への情報提供活動を行う。

ウ 調査及び情報の提供に当たっては、全国機構及び農業委員会と適切に連携する。

(7) 農地法等その他の法令の規定により機構が行うものとされた業務

ア 本業務は、農業会議定款第 41 条から第 47 条の規定に基づき常設審議委員会が行う。

イ 常設審議委員会の事務は事務局が行う。

ウ 農業会議は、本業務にかかわる役職員に対し、本業務が行政機関の処分に影響を与えるものであることを認識し、特に公正な処理を行うべきものであることを周知するものとする。

III 農業委員会ネットワーク業務における情報の管理等に関する事項

- 1 農業会議は、役員、常設審議委員及び職員に対し、農業委員会ネットワーク業務に関して知り得た秘密の保持義務を徹底させる。

- 2 農業会議は、役員、常設審議委員及び職員が農業委員会ネットワーク業務を遂行するため個人情報を取り扱う際に、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにする。
- 3 農業会議は、役員、常設審議委員及び職員に対し、農業委員会ネットワーク業務に係る個人情報を当該業務の遂行以外の目的に使用させないようにするものとする。
- 4 このほか、農業委員会ネットワーク業務における情報の管理等に関する事項は、理事会が別に定める個人情報保護規程による。

IV その他農業委員会ネットワーク業務の実施に関し必要な事項

1 業務委託

農業会議は、農業委員会ネットワーク業務のうち委託することが適当なものについて、業務を適切に行うことができる能力等を確認したうえで、委託する業務内容を明確にして委託する。その際、競争入札等による委託コストの低減に努めるものとする。

2 監督命令、指定取消しの際の対応

農業会議は、法第 49 条の規定による監督命令には速やかに従うとともに、法第 50 条第 1 項の規定による農業委員会ネットワーク機構の指定の取消しを受けた場合は、秘密保持及び個人情報保護に配慮しつつ、農業委員会ネットワーク業務の継続性が確保されるよう、新たに指定された法人に引継ぎを行うものとする。

3 関係行政機関等に対する意見の提出

農業会議は、法第 53 条の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての具体的な意見の提出は、常設審議委員会で決定の上、書面により行うものとする。